

令和2年（2020年）11月2日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う御協力等について（お願い）

日頃より保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

札幌市においては、新型コロナウイルス感染症の感染が引き続き確認されており、保育所等にて新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、保育所等と札幌市とで施設内の感染状況等の情報を共有し、濃厚接触者の特定や臨時休園の判断等を行うこととなります。

保育所等における感染防止及び感染者発生時に速やかな対応を行うため、あらためて下記のとおり保護者の皆様に御協力いただきたいこと等を整理いたしましたので、札幌市の感染防止対策に御理解等いただきたく、よろしくお願いいたします。

なお、今後、状況に応じて対応を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 園への連絡について

以下に該当する場合、必ず園に御連絡ください。また、その際には園からのお子様や御家族の症状等の聞き取りに御協力ください。

ア 登園しているお子様が感染した場合

イ 登園しているお子様が濃厚接触者となった場合

ウ 登園しているお子様または同居の御家族がPCR検査を受けることになった場合

※ここでいうPCR検査とは、保健所の指示または診察した医師の判断で行われるものをいい、会社の指示で受けたなどの場合は含まれません。

2 園と札幌市との情報共有について

保育所等が聞き取った情報を、園から札幌市に情報提供することに御同意いただきますようお願いいたします。

なお、提供された個人情報には新型コロナウイルス感染対応のみに利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

3 園をお休みいただくことについて

「1 園への連絡について」で園への連絡が必要な事由に該当した場合、以下の期間は園をお休みいただくようお願いいたします。

園への連絡事由	お休みいただく期間
登園しているお子様が感染	治癒または保健所での健康観察期間の間
登園しているお子様が濃厚接触者となった	保健所での健康観察期間の間
登園しているお子様または同居の御家族が PCR 検査を受ける	検査結果（陰性）が判明するまでの間 なお、同居の御家族が濃厚接触者となった場合、健康観察期間中は、その方がお子様を送迎することはお控えください。

4 園での感染者が発生した場合

利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、保健所の調査の結果により施設の消毒が必要な場合または他の利用児童や保育士に濃厚接触者が発生した場合などには、施設の全部又は一部の休園を行い、必要な対策を講じることとなります。

この対応について御承知おきいただくとともに、休園に伴う家庭保育等について御協力をお願いいたします。なお、休園する場合には園からお知らせいたします。

5 お子様の体調管理等について

お子様の体調管理に御協力をお願いいたします。なお、お子様が発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育所等の利用はできません。なお、利用ができない期間は、発熱等が認められた場合は解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

6 保育料について

「3 園をお休みいただくことについて」、「4 園での感染者が発生した場合」に該当して園をお休みいただいた期間については、保育料の日割り計算を行います。なお、本理由によりお休みした場合は、園より欠席日数を報告していただきますので、保護者様からの札幌市への申請等は不要です。

また、欠席日数確定後の処理となることから、一旦、日割り前の保育料を請求する場合があります。その場合は、払い過ぎとなった保育料を後日還付いたしますので、予め御了承ください。

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 (電話：011 (211) 2986)

(保育料) 子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料係 (電話：011 (211) 2987)